

警察・検察の介入が 事の重大さを論ずる 告発の威力

千葉市消防局

1. はじめに

千葉市消防局（以下「当消防局」という。）では、令和3年度から、消防法令違反の火災危険性と悪質性に応じた段階的な査察実施体制を導入し、違反処理を徹底してきました。

今回は、自動火災報知設備が設置されていない重大違反対象物に対して、当消防局の管轄消防署（以下「消防署」という。）と予防部予防課査察対策室（以下「局」という。）が緊密に連携し、適時適切な行政指導、行政処分としての命令書の交付、最終的には告発書の提出を経て、違反処理を開始してからおよそ1年で自動火災報知設備の設置に至った事例を紹介します。

2. 重大違反の覚知

今回紹介する事例における重大違反対象物は、令和3年12月17日に発生した大阪市北区ビル火災（死者27名、負傷者1名）を受け、直通階段が一つの雑居ビルに対して実施した緊急立入検査の対象となり、用途等の情報を整理した結果、自動火災報知設備の設置義務があることが判明し、重大違反を覚知したものです。



消防署における違反処理の経過

年月日	違反処理の区分等	摘要
令和4年1月14日	立入検査	大阪府大阪市北区ビル火災(令和3年12月17日発生)を受け、実施した緊急立入検査にて本件違反が発覚
令和4年1月28日	立入検査結果通知書の交付	本件建物に自動火災報知設備を設置するよう指導
令和4年2月18日	改修計画報告書の受領	令和4年7月31日までに本件建物に自動火災報知設備を設置する旨の報告を受領
令和4年2月21日	公表	ホームページにて自動火災報知設備未設置の旨を公開
令和4年8月9日	警告書の交付	令和4年11月30日までに本件建物に自動火災報知設備を設置するよう警告
令和4年12月2日	違反調査	
令和4年12月21日	弁明の機会付与通知書の交付	弁明書は提出されなかった。
令和4年12月27日	違反調査	
令和5年1月23日	命令書の交付	令和5年4月23日までに本件建物に自動火災報知設備を設置するよう命令
令和5年4月27日	催告書の交付	速やかに本件建物に自動火災報知設備を設置するよう催告
令和5年4月28日	局への移管	「命令違反報告書」により、本事案に係る違反処理について、消防署から局に移管

3. 重大違反対象物の概要

- 用途：16項イ（1階：3項口及び12項イ、2階：5項口、地下1階：3項口、特定一階段等防火対象物に該当）
- 構造：地上2階／地下1階
鉄筋コンクリート造
- 延べ面積：351.06㎡
- 消防用設備等：消火器、非常警報設備、誘導灯
- 所有者：株式会社A 代表取締役B

4. 消防署における違反処理の経過

大阪市北区ビル火災を受けて令和4年1月14日に実施した緊急立入検査により重大違反を覚知してからは、建物関係者に対して火災危険性などを説明し、立入検査結果通知書を交付、重大な消防法令違反として公表しました。

その後も改修の意思が示されないことからス

ピード感をもって上位措置に移行し、重大違反を覚知してから半年後に違反処理に移行し、およそ1年後の令和5年1月23日に、所有者に対して命令書を交付、催告書交付後、千葉市予防火察規程に基づき局に業務を移管し、告発に向けた手続きを開始しました。

このような経過の中、当該防火対象物の所有者である株式会社Aの代表取締役B（以下「B氏」という。）は、消防署の指導・説明・説得に対して、話を聞く姿勢が全く見られず、消防署の職員に対し、「お前らの都合で好き勝手にはさせないからな」等、興奮状態で暴言を吐くこともしばしばある状態でした。

なお、消防署における違反処理の期間中においても、消防署と局は対応方針の相互理解と緊密な情報共有を重ね、現場と本部が同じ方向を向いたチームワークで対応してきました。

違反是正

局における違反処理の経過

年月日	違反処理の区分等	摘要
令和5年6月13日	違反調査	
令和5年6月21日	告発書の提出	警察署に告発書を提出
令和5年6月26日	告発書受理の連絡	警察署から6月22日付けで告発書を受領した旨、当消防局宛てに連絡あり
令和5年7月5日	現地確認の立会い	警察署による現地確認への立会い実施
令和5年8月7日	送検の連絡	警察署から8月7日付けで送検した旨、当消防局宛てに連絡あり
令和5年8月18日	着工届の受領	自動火災報知設備の「工事整備対象設備等着工届出書」を受領
令和5年9月11日	設置届の受領	自動火災報知設備の「消防用設備等設置届出書」を受領、9月19日に完成検査を実施
令和5年9月21日	検査済証の交付	自動火災報知設備の「消防用設備等検査済証」を交付 ※これをもって違反是正完結
令和6年1月25日	処分通知書の受領	地方検察庁から、処分通知書を受領 ※処分区分：起訴
令和6年2月28日	罰則の確定	地方検察庁から、2月6日付けで略式命令を発し、2月27日付けで罰則が確定した旨、当消防局に連絡あり ※法人：10万円、個人：10万円

5. 局における違反処理の経過

局では、消防署とB氏とのやりとり等の報告を受け、その悪質性から、早期に警察署へ告発書を提出することを見据え、消防署から移管され次第、すぐに告発に向けた手続きが開始できるように、事前に書類の準備を進めるとともに、早い段階で警察署と事前協議を開始しました。

令和6年6月13日には、日程調整を拒む相手方を何とか説得し、B氏立ち会いのうえ局と消防署合同で違反調査を実施しました。

なお、違反調査時には、B氏に対して、主に次の事項を改めて確認しました。

- ①自動火災報知設備の設置義務が法令で規定されていることを理解していること。
- ②自動火災報知設備が設置されていないことに伴う危険性を理解していること。
- ③消防署から交付された命令書の内容を理解していること。

違反調査時に上記事項等を録取した質問調書

を、B氏本人に読み聞かせ、閲覧させたところ、B氏はそれらに誤りがないことを確認したうえで、質問調書に自署しました。

この違反調査における質問調書が、その後の警察や検察とのやりとりに、大きく影響を及ぼすものとなったのではないかと料しています（理由については後述のとおり）。

6. 警察との協議—告発書の提出

警察署との対面協議は、早い段階での実施が適当であると判断し、局と消防署の合同違反調査に先んじて令和5年6月6日に初めて行いました。その後、電話による調整を何度か行い、自動火災報知設備の概要資料など、警察からの宿題については、急ピッチで対応し、必要に応じて告発書に反映していきました。

最終的には、警察との協議開始からおおよそ2週間後の令和5年6月21日に、正式に告発書を提出し、翌6月22日付けで受理されました。

〈違反内容〉

消防法第17条の4第1項の規定に基づく消防用設備等(自動火災報知設備)の設置命令違反

〈罰則〉

- ①法人に対して、3,000万円以下の罰金(消防法第41条第1項第5号又は第45条第2号)
- ②個人に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(消防法第41条第1項第5号)

7. 警察からの質問

警察との協議の中で、警察署の担当者からは、主に次のような事項について質問がありました。

- ①命令書の交付から告発書の提出まで、時期的な定め(内規等)はあるか。
- ②告発書記載の文章は、消防で作成したものか。
- ③自動火災報知設備の設置に係る命令の履行期限は、何を根拠に設定したのか。

上記①については、当消防局が定めている内規である「違反処理基準」や「告発基準」で規定されている旨を説明しました。また、上記②及び③については、総務省消防庁が示している「違反処理標準マニュアル」を参考にした旨を伝えました。

この警察とのやり取りを通じて、質問された内容を口頭で説明するだけでなく、その際に説明資料も添えることが早期の告発書受理及び送検につながるという感触を得ました。警察には、様々な法令違反に関する告発書が提出されるが、全ての法令に精通しているわけではないため、明文化されている根拠資料などがあると、組織内の決裁もスムーズに進むとのことでした。その場ではなく後日資料を手渡す場合においても、文書化されている方が効率的であるとのことであり、提出した資料の中には、最終的に告発書の添付資料としたものもありました。

8. 警察による捜査への協力

告発書受理からおおよそ1週間後、警察から、捜査の一環として消防職員の供述調書を作成したい旨の申し入れがあったため、局の職員が対応しました。その際の主な質問内容は次のとお

りです。

- ①被告発人(所有者)に命令書を交付した場面の具体的な状況は。
- ②被告発人は、(質問調書の内容とは別に)具体的にどのようなことを供述していたか。

上記①については、消防署の職員が株式会社Aに出向きB氏に直接交付した旨を説明し、上記②については、「時間と資金がない」「今まで設置されていないなかったのに、何で今さら俺が設置するのか」「この程度の大きさの建物なら、火事が起きても逃げられるだろう」等と供述していた旨を伝えました。

警察側は、消防と被告発人のやりとりから、悪質性について確認し、犯罪の情状について見極めている印象でした。

そのおおよそ1週間後の令和5年7月5日には、捜査の一環として、警察が被告発人と現地に向かうことから、消防の立ち会いを依頼され、局の職員が対応しました。この際、警察から被告発人に対して、捜査のための「令状」が提示されていました。

9. 送致—検察からの質問

警察署に告発書を提出してからおおよそ1カ月後、警察署から、令和5年8月7日付けで地方検察庁に送致した旨の連絡がありました。

そして、その後、地方検察庁から当消防局宛てに主に次の事項について、電話にて直接確認したい旨の連絡がありました。

- ①命令書は、消防署から被告発人に交付したと聞いているが、被告発人は命令書の内容を理解しているのか。
- ②命令書を交付した場所はどこか。

上記①については、被告発人であるB氏本人が自署した質問調書が、告発書の添付資料とされている旨を、また、上記②については、消防署の職員が株式会社Aに出向き、直接交付した旨を説明しました。

検察としても、質問調書など、被告発人が違反事実を認識していることについて資料をもって担保し、直接手渡した事実があることにより

違反是正

被告発人が違反事実を認識しているか見極めて
いる印象を受けました。

10. 自動火災報知設備の設置—重大違反の 是正

警察署から地方検察庁に送致した旨の連絡が
あってからおおよそ2週間後、B氏から自動火災
報知設備を設置する内容の着工届出書が提出さ
れました。

このことについて、当消防局では、地方検察
庁からB氏に対して何らかの連絡があり、警察
の捜査後、検察が介入してきたことにより、B氏
も違反是正に向けて動かざるを得なくなったの
ではないかと推察しています。

その後、工事を担当した消防設備業者からも
情報を聴取しながら、経過について注視し、着工
届書が提出されてからおおよそ1カ月後には、自動
火災報知設備の設置届出書が提出されました。

その後、設置届出書に基づき、完成検査を実
施し、自動火災報知設備が設置されている事実
を確認し、令和5年9月21日付で検査済証を

交付し違反是正が完了しました。

11. 違反是正完了後の罰則確定

令和6年1月25日に、地方検察庁から告発人
である当消防局宛てに「処分通知書」が郵送さ
れ、本件被疑者は「起訴」処分となることが通知
されました。

自動火災報知設備は設置されて消防法令違反
は是正されましたが、消防用設備等設置維持命
令違反の事実は変わらず「起訴」となり、地方検
察庁が、令和6年2月6日付で法人である株
式会社Aに対して10万円、個人である所有者B
に対して10万円の罰金が命令(略式命令)され、
令和6年2月27日付で刑が確定しました。

12. 警察からの助言(今後に向けたフォロー アップ)

全ての違反処理が完結した後、警察署の担当
者に対して、今後、告発書の提出に係る手続き
をさらにスムーズにするために留意すべき点につ
いて意見を求めたところ、主に次のようなアドバ
イスがありました。

① 命令書交付時の記録

命令書の交付について、「本人にどのように交
付したか」「行政処分の内容をどこまで伝達した
か」「本人がどのようなことを述べていたか」等、
公文書で詳細に記録しておくことよい。命令書の
名宛人本人に手渡すことがベストであり、一連
のやりとりについて、質問調書等に記録し、自署
入りの公文書として保存しておくことが有効で
はないかと考える。

② 警察への事前相談のタイミング

警察への事前相談は、消防から命令書を交付
する前後のタイミングがベストであると考え
る。その際には、いつ命令の履行期限を迎え、いつ
頃告発書の案を示す予定か等、その後のスケ
ジュール感が明確にされているとなおよいと考
える。場合によっては、警察からも命令書の名宛
人に対して何らかの働きかけを行うことで、違反
是正を促し、告発書の提出まで至らない結末(違
反是正)も考えられる。

処分通知書

③建物の面積の根拠

建物面積の根拠資料について、建築当初の図面や登記上の図面等が用いられる場合が多いが、それらを示しても検察からは「実測している資料はないのか」と問われることがある。実況見分など現時点の証拠書類があった方がよい。

13. 所感(警察との協議を終えて)

告発書の提出に際し、警察との協議において次の事項について留意したことが、良い影響をもたらしたのではないかと思料します。

- ①組織のトップである消防長の意思決定のもと、告発書の提出を検討しており、組織の判断であることを伝えたこと。
- ②今回の違反対象物は、特定一階段等防火対象物であったことから、「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」の抜粋を用いて、その火災危険性を説明するとともに、同報告書において、「直通階段が一つの雑居ビルにおける消防法令違反については、これまで以上に命令や告発等の法的手段による厳格な措置を行い、早期の是正を徹底すべきである」と記載されており、消防庁で検討された報告書で告発について触れられている資料を添付したこと。
- ③早期の告発書受理及び検察送致を達成するためにも警察からの求めに応じて資料を的確に提出することで警察組織内での意思形成もより迅速になされたであろうこと。



防火対象物の外観

14. おわりに

今回紹介した事例では、自動火災報知設備が設置されていない重大違反対象物に対して違反処理を開始してから、およそ1年で自動火災報知設備の設置に至りました。

このように、スピード感のある違反処理が達成できた背景には、やはり告発書の影響力の大きさがあったのではないかと考えています。消防からのアプローチだけでは違反是正が見込めない場合、告発書の提出により、警察や検察が介入することで関係者が法律違反を認識し、違反是正に効果があることを実感しました。

告発書の提出に係る一連の手続きをとoshi、何が正解であるのか見極めたわけではありませんが、一消防本部の一事例として、この記事が、全国の消防本部における違反処理、特に、告発書の提出に係る手続きに対して、何らかの意義のある情報提供になれば幸いです。

【参考】違反処理標準マニュアル(総務省消防庁)から

12 消防用設備等設置維持命令違反(千葉県)

(1) 概要

鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建て、延べ面積351平方メートルの特定用途の複合用途防火対象物の消防法違反に対し、令和5年1月23日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令(履行期限:令和5年4月23日)を行ったが、命令に従わなかったため、令和5年6月21日に告発を行った。

(2) 違反の内容

法17条第1項(自動火災報知設備の未設置)

(3) 告発の結果

令和6年2月6日 略式命令 法人:罰金10万円 個人:罰金10万円